

ガ－十国移行帯参加型森林資源管理計画 事前評価調査報告書

平成 16 年 2 月

国際協力機構
森林・自然環境協力部

自然森

JR

04-004

ガ-十国移行帯参加型森林資源管理計画
事前評価調査報告書

平成 16 年 2 月

国際協力機構
森林・自然環境協力部

序文

日本国政府は、ガーナ国政府からの技術協力の要請に基づき、同国の移行帯地域における森林の保全と、森林保全を通じた貧困緩和を目的としたプロジェクトの形成にかかわる事前評価調査を行うことを決定しました。

本事前評価調査団は、平成15年9月14日から10月23日まで森林・自然環境協力部 次長 堀正彦を団長として派遣されました。調査団はガーナ国政府関係者と協議を行うとともに、計画実施予定地の調査や関連資料収集をおこないました。そして帰国後、国内作業を経て、調査結果を本報告書に取りまとめました。

今回の報告書が本計画の推進に役立つとともに、今後この計画が円滑に実施され、両国の友好・親善の一層の発展に寄与することを期待いたします。

最後に、本調査にご尽力頂いたガーナ国政府関係者、現地大使館、国内関係機関の各位に深く謝意を表するとともに、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2004年2月

国際協力機構

理事 鈴木 信毅



森林サービス局での協議参加者



土地林業省での Minutes of Meeting の署名



Minutes of Meeting の署名を終えて

目次

第一部

1. 事前評価調査団の派遣.....	1
1.1 派遣の経緯と目的.....	1
1.2 調査団の構成.....	1
1.3 調査日程.....	2
1.4 主要面談者.....	2
2. 本プロジェクトの背景・内容.....	5
3. 相手国政府との協議結果.....	5
4. プロジェクト実施に当たっての留意事項.....	7

第二部

1. 主な国家計画の概要と、本プロジェクトとの関連.....	10
1.1 国家開発計画.....	10
1.2 森林セクター関連政策.....	10
2. わが国および他援助機関による協力と、本プロジェクトとの関連.....	11
3. プロジェクト地域の現状.....	12
3.1 対象地域の概要.....	12
3.2 ブロンアハフオ州の人口.....	13
3.3 土地制度及び土地利用.....	13
3.4 生計.....	14
3.5 教育・保健医療.....	15
3.6 生活インフラ整備状況.....	15
3.7 農村組織及び慣習的社会機能.....	15
3.8 森林保全区周辺村落 (Fringe Community) と森林利用権 (Admitted Rights).....	16
3.9 森林保全区の管理の現状.....	21
3.10 改良タウンヤ方式.....	21
3.11 保全区外の森林資源管理についての取り組みの実際.....	22
3.12 森林資源利用実態.....	22
3.13 森林資源利用・保全に関する住民の意識.....	23
3.14 生計向上支援活動.....	23
3.15 山火事防止.....	24

3.16 木材市場.....	24
4. ガーナ側プロジェクト実施機関の組織と事業概要.....	25
4.1 対象地域における森林サービス局の活動概況.....	25
4.2 地方行政.....	27
4.3 農業普及体制.....	28
5. 参加型森林管理計画の枠組みとこれまでの取り組み.....	29
5.1 森林資源管理計画.....	29
5.2 共同森林管理 (Collaborative Forest Management)	31
6. 専門家の生活環境.....	33

付属資料

1. Minutes of Meeting
2. Record of Discussions
3. プロジェクトドキュメント(英文)
4. プロジェクトドキュメント(和文)
5. 事業事前評価表
6. 社会経済委託調査最終報告書 (要約)
7. 収集資料一覧

第一部

本報告書は第一部、第二部および付属資料からなる。第一部においては、事前評価調査団派遣の経緯、本プロジェクトの案件形成にかかわるガーナ国側との交渉の結果等をまとめた。

1. 事前調査団の派遣

1.1 派遣の経緯と目的

ガーナ国において森林資源、特にサバンナ地域と森林地帯の中間に位置する移行帯地域の森林資源は木材生産等の貴重な外貨収入源の他、防風林、水源涵養、さらに生物多様性保全という点で貴重であるが、違法伐採、人為的な原因による森林火災等で、森林劣化、サバンナ化が進んでいる状況にあり、森林の回復、保全は緊急の課題となっている。このような状況において、ガーナ政府は自然資源管理セクタープログラム (Natural Resource Management Programme) を策定する他、国家植林開発計画を策定してはいるものの、人材・予算の不足等によって計画が実行されない、あるいは地域住民の関与が不十分である等の問題を抱えている状況にある。JICA はガーナ国土地林業省をカウンターパート機関とし、開発調査「移行帯地域森林保全管理計画」(1997～1999年)を実施し、森林保全区の森林管理計画を作成する他、2001年4月から2003年4月まで個別専門家を派遣し、ブロンアハフォ州を中心とする移行帯地域を対象とし、住民参加型で森林管理を行う「ガーナ住民林業法」の策定を支援する他、住民主導による植林活動の実施、養蜂技術の指導等を行った。ガーナ政府は個別専門家の活動成果を基に、さらに住民参加による持続的森林管理を普及すべく新たなプロジェクトの形成を行い、我が国に要望が出された。これを受けて、我が国政府は環境保全対策の重要性、緊急性に鑑み平成15年度新規プロジェクトとして採択し、JICAは事前評価調査を実施することとなった。本調査団派遣の目的は、現地の社会経済状況、森林の状況、タウンヤ方式造林の現状、森林管理の問題点、及び協力課題に関する調査を行い、地域の森林保全及び住民の生活向上のために必要となる協力案を作成することである。

1.2 調査団の構成

担当分野	団員名(現職)	調査期間
団長/総括	堀正彦 (国際協力機構 森林・自然環境協力部 次長)	2003年9月28日～ 10月12日
森林保全/計画	吉田憲悟 (国際協力機構 森林・自然環境協力部 森林環境協力課 特別嘱託職員)	2003年9月14日～ 10月12日

協力計画	三戸森宏治 (国際協力機構 森林・自然環境 協力部 森林環境協力課 職員)	2003年9月28日～ 10月12日
計画分析／組織・制度 分析／社会経済調査	板垣啓子 (グローバルリンクマネージメント 社会開発部 研究員)	2003年9月14日～ 10月23日

1.3 調査日程

表 1-1 参照のこと。

1.4 主要面談者

Ministry of Lands and Forestry

Hon. Theresa Ameley Tagoe	Deputy Minister
Mr. Sampson Adjei	Acting Chief Director
Mr. Fredwa Agyeman	Technical Director (Forestry)
Mr. Joseph Osiakwan	Policy, Planning, Monitoring & Evaluation Division

Ministry of Finance

Mr. C.D.Apatu	Acting Director, External Resources Mobilization (Bilateral Division)
Mr. E.A.Adjetey	Officer in charge of Japan, External Resources Mobilization (Bilateral Division)
Mr. S.O.Arzher	Officer in charge of Japan, External Resources Mobilization (Bilateral Division)
Mr. E.K.Nkansah	Officer in charge of Japan, External Resources Mobilization (Bilateral Division)

Ministry of Food and Agriculture

Mr. Kwaku Owusu Baah	Chief Director
Mr. Mallam I.Seidu	Director/National Coordinator
Mr. T.O, Larbi	Development Planner, Sunyani

Forestry Commission

Mr. B.A.Gyamfi	Donor Liaison
----------------	---------------

Forest Services Division

Mr. John Ekow Otoo	Executive Director
Mr. M.O. Abebrese	Director of Operations, High Forest Zone
Mr. Edward Dzoboku	Director of Operations, Northern Savanna Zone
Mr. A.A. Boadu	Manager of Operations, High Forest Zone
Mr. F.S. Amoah	Manager of Operations, Savanna Zone
Mr. John C.K. Amuzu	Manager of Training and Personnel Office
Mr. Oppon Sasu	Business Manager
Mr. Opoe Portuphy	Statistics Manager
Mr. Kwakye Ameyaw	Regional Manager, Brong-Ahafo Regional Office
Mr. Joseph Bwamoar	Acting Regional Manager, Brong-Ahafo Regional Office
Mr. Paul Sowah	District Manager, Sunyani District Office
Mr. Kadan Fransio	Sunyani District Office
Mr. Raymond Agbonfor	Sunyani District Office

Forest Plantation Development Center

Dr. Victor Kwame Agyeman	Project Manager
--------------------------	-----------------

Mr. Michel Y.Pentsil Project Officer

Resource Management Support Center

Mr. Charles Dei-Amoah Manager, Production Unit
Mr. J.B.Agwargo Resource Manager
Ms. Valerie F. Nassah Collaborative Forest Management Unit

Regional Coordinating Council

Regional Minister

Oti Yeboah Complex LTD (Plywood Company)

Manager

College of Renewable Natural Resources (CRNR)

Administrator

The World Bank

Mr. Edward F. Dwumfour Natural/Environmental Resource Management Specialist

Food and Agriculture Organization (FAO)

Mr. Pape Djiby Kone Senior Forestry Officer, Regional Office for Africa

Department for International Development (DFID, UK)

Mr. Ben Davis Rural Livelihoods Advisor
Mr. Rexford Quaye Deputy Program Manager, Sustainable Livelihoods & Increased
Production
Mr. Matthias Rhein Team Leader, FSDP II
Ms. Crare Brogan Collaborative Forest Management Unit, RMSC

Royal Netherlands Embassy

Mr. Andre C. Vermeer First Secretary, Environmental Advisor

German Technical Cooperation (GTZ)

Dr. Brigitte Heuel-Rolf Director, GTZ-Office Accra
Mr. Hubert Schulte Team Leader, FORUM-GTZ
Mr. W.E.K. Bimah Regional Manager, FSD Volta Region
Mr. Francis Bilson-Ogoe District Manager, FSD Ho District
Mr. J.W. Shusna Planning Officer, FSD Ho District
Mr. Niels Krehan Forestry Advisor, FORUM-DED
Ms. Marianne Link Forestry Advisor, FORUM-GTZ
Mr. Joachim Jassmeier Forester, FORUM-DED
Ms. Cecilia Telteh Sociologist, FORUM-GTZ
Dr. Heinz Loos Agronomist/Team Leader, SFSP-GTZ
Ms. Kathrin Resak Agronomist, SFSP-DED
Mr. Atta Agyepong Desk Officer, SFSP-MoFA

JICA ガーナ事務所

高畑 恒雄 所長
小淵 伸司 次長
晋川 眞 所員
泉山 淳子 企画調査員
Mr. Christopher D. Nuoyel Senior Programme Officer

在ガーナ日本大使館

窪田 博之 一等書記官

表1-1 ガーナ国移行帯参加型森林資源管理計画 事前評価調査日程

調査期間：2003.9.14～2003.10.23 (40日間)

		総括、協力計画(堀、三戸森)		森林管理/計画(吉田)		社会経済調査等(板垣)	
年月日		内容	宿泊	内容	宿泊	内容	宿泊
1	H15.9.13	日		移動 東京発→	アムステルダム	同左	アムステルダム
2	H15.9.14	月		移動 →アクラ	アクラ	同左	アクラ
3	H15.9.15	火		JICA事務所打ち合わせ、土地 林業省表敬、森林サービス局表 敬・協議	アクラ	同左	アクラ
4	H15.9.16	水		森林サービス局協議、調査委託に 関する打ち合わせ	アクラ	同左	アクラ
5	H15.9.17	木		ボル州GTZ森林プロジェクト視察	アクラ	同左	アクラ
6	H15.9.18	金		クマシへ移動、植林開発センター、資 源管理支援センター協議	クマシ	同左	クマシ
7	H15.9.19	土		スニヤへ移動	スニヤ	同左	スニヤ
8	H15.9.20	日		デーケ整理	スニヤ	同左	スニヤ
9	H15.9.21	月		州森林局等と打ち合わせ	スニヤ	同左	スニヤ
10	H15.9.22	火		現場視察	スニヤ	同左	スニヤ
11	H15.9.23	水		郡事務所聞き取り等	スニヤ	同左	スニヤ
12	H15.9.24	木		郡事務所聞き取り等	スニヤ	同左	スニヤ
13	H15.9.25	金		郡事務所聞き取り等	スニヤ	同左	スニヤ
14	H15.9.26	土		アクラへ移動	アクラ	社会経済調査	スニヤ
15	H15.9.27	日	移動 東京発→	アムステルダム	デーケ整理	アクラ	社会経済調査
16	H15.9.28	月	移動 →アクラ	アクラ	JICA事務所打ち合わせ、DFID 専門家、ボナン大使館協議	アクラ	社会経済調査
17	H15.9.29	火		JICA事務所打ち合わせ、大使館、 財務省、土地林業省、食糧農業省 表敬、森林サービス局協議	アクラ	同左	アクラ
18	H15.9.30	水		世銀、FAO、GTZ協議、森林サービス局 協議	アクラ	同左	アクラ
19	H15.10.1	木		クマシへ移動、植林開発センター	クマシ	同左	クマシ
20	H15.10.2	金		州森林局、郡森林事務所協議、林 業大学、郡政府、州政府表敬	スニヤ	同左	スニヤ
21	H15.10.3	土		現場視察	スニヤ	同左	スニヤ
22	H15.10.4	日		アクラへ移動、ミッツ案作成	スニヤ	同左	スニヤ
23	H15.10.5	月		JICA事務所打ち合わせ、ミッツ案作 成、森林サービス局協議	アクラ	同左	アクラ
24	H15.10.6	火		森林サービス局協議、ミッツ修正	アクラ	同左	アクラ
25	H15.10.7	水		森林サービス局協議	アクラ	同左	アクラ
26	H15.10.8	木		JICA灌漑プロジェクト視察、DFID協議	アクラ	同左	アクラ
27	H15.10.9	金		ミッツ署名、大使館、JICA事務所報 告、アクラ発	機中	同左	機中
28	H15.10.10	土	移動		機中	同左	機中
29	H15.10.11	日	移動 →東京		同左	調査結果取り まとめ	アクラ
30	H15.10.12	月				追加調査	スニヤ
31	H15.10.13	火				追加調査	スニヤ
32	H15.10.14	水				追加調査	スニヤ
33	H15.10.15	木				追加調査	スニヤ
34	H15.10.16	金				追加調査	スニヤ
35	H15.10.17	土				追加調査	スニヤ
36	H15.10.18	日				追加調査	アクラ
37	H15.10.19	月				追加調査	アクラ
38	H15.10.20	火				JICA事務所報 告、アクラ発	機中
39	H15.10.21	水				移動	機中
40	H15.10.22	木				移動 →東京 着	

2. 本プロジェクトの背景・内容

本プロジェクトの背景・内容については、プロジェクトドキュメント（和文は付属資料4）を参照のこと。また、その背景については、2003年に実施された基礎調査の報告書にも詳しい。本調査で得られた情報で上記資料に盛り込まれていないものについては、第二部にまとめて記述した。ここでは、合意に至ったプロジェクトのマスタープランを以下に記す。

プロジェクトタイトル：

ガーナ国移行帯参加型森林資源管理計画 (Participatory Forest Resource Management Project in the Transitional Zone of the Republic of Ghana)

プロジェクト対象地域：

ブロンアハフォ州スンヤニ森林郡の5パイロット森林保全区 (Nsemere, Sawsaw, Tain I, Tain II, Yaya 森林保全区) 及びその周辺地域から選定される村落

プロジェクト受益者：

上記パイロット森林保全区周辺村落住民、及びブロンアハフォ州森林サービス局職員

上位目標：

ブロンアハフォ州の森林資源貯存状況が参加型森林資源管理を通じて改善される。

プロジェクト目標：

ブロンアハフォ州の5パイロット森林保全区及びその周辺地域において参加型森林資源管理が実施される。

成果：

1. パイロット5森林保全区の参加型森林管理計画が策定され、サンプル地区で実施される。
2. 普及活動を通じてサンプル地区周辺地域村落による保全区外森林資源回復活動が促進される。
3. サンプル地区周辺コミュニティにおいて代替生計活動が推進される。
4. 野火防止に対する周辺コミュニティの参画が強化される。
5. プロジェクト活動に基づき、政府への提言が行われる。

3. 相手国政府との協議結果

アクラにおいて森林サービス局と、合計7度の協議が実施された。日時と協議の概略は以下のとおり。

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 9月16日 | ブレインストーミング、ガーナ側からの要望聞き取り |
| 9月17日 | 基礎調査時に実施した問題分析、目的分析内容の確認、意見交換 |

9月30日	前半調査結果に基づいたプロジェクトマスタープラン案を私案としてガーナ側に提示し、意見交換
10月1日	同上
10月6日	日本側より、プロジェクトのマスタープラン案、PDM案の提示、説明
10月7日	マスタープラン、PDMの内容について協議
10月8日	マスタープラン、PDMの文面最終チェック

これらの協議の中で議論された主な点は以下のとおり。

プロジェクトタイトル

「参加型管理」に相当する用語として、当初「community-based management」、「collaborative management」としてはどうかという案もあったが、前者は、森林保全区内の森林管理においては森林サービス局の関与は不可欠であり住民のみが主体となることはないこと、後者は、森林保全区内の管理用語としてガーナで一般に使われており限定的な意味を持つことになるので適切でないと判断した。森林保全区外も対象に含む幅広い一般用語として、「participatory management」を採用した。また、森林地域以外の村落地域や耕作地域等にも、再生・管理すべき森林資源が存在することから「森林管理計画(forest management project)」ではなく、「森林資源管理計画(forest resource management project)」とした。

プロジェクト目標

プロジェクト目標は、直接的に「森林資源の回復」を掲げるべきである、あるいは「関係者の Capacity building」という切り口にすべきである、という意見も検討された。しかし、前者は5年での実現が難しい、後者は基礎調査でのワークショップの問題設定から少し離れている等の理由で適当でない、との意見から、「参加型森林資源管理の実施」という現在のプロジェクト目標に決まった。

成果・活動

地域の森林資源管理を総合的に管理する必要があるとの観点から検討した。まず、ガーナの森林行政が森林保全区内と保全区外を明確に区分して管理を行っていることから、項目を分けた。生計向上活動の必要性に異論はなかったが、森林管理と関係の深い NTFP 関連に限るべきではないかという意見もあった。しかし、現段階で活動範囲を絞りすぎる必要はないということで、最終的に、森林管理に関係しない生計向上活動もプロジェクト活動に含むことが出来る表現に落ち着いた。野火防止については森林資源管理に含まれるので項目立てする必要はない、という意見もあったが、基礎調査のワークショップの結果でも森林資源管理にとって最重要課題であると判断していることから、あえて一項目とした。活動に関しては、成果ごとに項目を分けたものの、実際にはワークショップの実施や capacity building に関連する活動等、多くの活動が複数の成果に繋がっていくであろうという認識で一致した。

予算執行システム

ガーナ側から、プロジェクトの機材計画、予算案は FSD および JICA の共同で作成・承認し、予算執行も両者の連名銀行口座で管理してはどうか、という考えが提案された。日本側としては厳密な意味でそれらの案には同意できないが、機材、予算案はプロジェクト内で十分相談して作成し、予算執行に関してもガーナ側に対する情報の透明化を図っていくことが確認された。

森林分野の普及組織の将来

森林分野の普及については、プロジェクトでは森林サービス局が食糧農業省との協力の下に実施する。しかし、現在森林サービス局は普及に関わる部署を持たないことからプロジェクト後の事業継続に不安が残る、また 2005 年に森林サービス局を含む林業委員会が国家財政から独立した機関に移行することから収入の見込めない普及事業を森林当局が続けていけるのか、という危惧が上げられた。それに対する明確な回答は得られなかったが、森林普及事業の重要性については今後の森林当局組織改革の過程で森林サービス局が訴えていく必要があることが確認された。

カウンターパート

専従のカウンターパートを少数配置して彼等を中心に活動を進めるべきか、特に専従カウンターパートは指定せずにカウンターパート組織全体の職員を対象に活動を進めるべきかで議論があった。プロジェクトは森林資源管理に新たな手法を導入するのではなく、それぞれの活動が州・郡森林サービス局の通常業務と密接に関わっていることから、プロジェクトが専従のカウンターパートと共に独立して活動を実施するのは不自然であるとの結論に至った。カウンターパートは、州、郡、及び森林保全区の担当者全体を網羅し、森林サービス局の日常業務とも密接に関わりながらプロジェクト活動を実施することになる。実際にどのカウンターパートがどのプロジェクト活動にどのように従事するのかはプロジェクト開始後に調整していくこととなった。

プロジェクトの運営予算

プロジェクトの実施主体はあくまでガーナ側であり、プロジェクトの日常的な運営費についてはガーナ側が支出することが確認された。

以上の協議を踏まえ、森林サービス局とプロジェクト実施に係る大枠に合意し、10月10日に、本調査団長、土地林業省副大臣、林業委員長官によって Minutes of Meeting (別添資料 1) が署名された。

4. プロジェクト実施に当たっての留意事項

(1) 国家計画とプロジェクトとの関係

ガーナ国では、世銀主導による NRMP (Natural Resource Management Program) が策定され

ており、森林・環境分野を含んだ包括的なプログラムと考えられる。FC (Forestry Commission) 側の説明によれば、他の森林に関するイニシアチブは、国家植林プログラムを含めて、個々のプロジェクトとして考えるべきとのことであった。また、当プロジェクトと国家植林プログラムの関係については、後者が造林に焦点をあてているのに対し、前者はより広いスコープを持つものであることから、NRMP 下にある並行したプロジェクトと考えるべきとのことであった。

(2) ガーナ側のオーナーシップについて

ガーナでは他ドナーからの援助も多く入っていることもあり、JICA の協力についても日本側が全てやってくれるという認識を持っているように感じられた。そのため協議を通じて、JICA の事業はガーナ側が主体となり、JICA と共同で実施していくものである点を強調して伝え、ミニッツにも特記事項として明記した。

(3) 貧困削減に対するプロジェクトの姿勢について

ガーナ側から、国家の最も重要方針である貧困削減をオーバーオールゴールに含めるよう要請があり、協議の結果、PDM には含めないが、プロジェクトドキュメントの中に同方針にも貢献すべき旨記載することとしたいと説明し了承された。

(4) FC (Forestry Commission) の実施体制について

FC (Forestry Commission) については、現在も組織改編が進行中であることから、その進展に応じて、カウンターパートの構成等につき見直しを行う必要がある。その旨をミニッツに明記した。

(5) 他ドナーとの協調

世銀、GTZ、DFID、アフリカ開発銀行など様々なドナーが森林の分野で協力を実施していることから、このようなドナーと密に情報交換を行い、経験や手法から学びプロジェクトの効率的実施に活かすことが必要である。このため、現在の案としては、チーフリーダーの活動の半分をアクラ拠点とし、他ドナーとの連携や土地林業省への政策助言を行うことを考えている。

(6) 食糧農業省との連携

周辺住民の森林保全・植林活動や生計向上活動に対する支援も実施予定のため、農民に対する農業を中心とした普及活動を行っている農業普及局との連携が極めて重要と考える。従って、ミニッツの協議にも食糧農業省の職員に参加してもらい、プロジェクトとの連携をはかることについて了解を得た。

(7) スンヤニにおける専門家事務所の提供について

ガーナ側から、事務所の提供について、寺川専門家の場合と同様、その責任は理解しているが、現在のスニヤニの事務所の事情からして、十分な執務用スペースを確保することが極めて困難であることから、事務所の建設・拡張について JICA 側からの支援を希望するとの要請がなされた。プロジェクト実行上の必要性、事務所のスペース、建物のスタンダード等に配慮し、慎重な検討が必要である。

(8) 改良タウンヤ方式について

現在の地域住民との契約は、林地の耕作を認める代わりに植林を義務付けられる個別農家との契約と、苗木及びペグ生産を請け負うタウンヤグループ代表との契約により成り立つ。収穫時の分収システムはまだ最終的な法制度化に至っていない。タウンヤ方式造林の下での周辺村落の活動が住民の活動全体に占める割合はかなり高く、同方式への支援はプロジェクト活動の一要素として位置づける必要があると考える。

(9) 寺川専門家の活動

個別専門家として、2003年春まで活動していた寺川専門家の活動について、ガーナ側から概して高い評価を受け、特にスニヤニでは高く評価されていることがよく理解できた。当プロジェクトの実施の上では、このような寺川専門家の実績として残っているものをよく活用することが有効であると考えられる。

(10) ローカルリソースの活用 (NGO へのアウトソーシングなど)

ガーナ国での NGO との連携については、普及活動など明確に依頼する内容が決定しており、また依頼する NGO の方向性と JICA の活動との方向性が一致している場合には実施は可能であるかと考えるが、ガーナ側は NGO 活用について消極的であることが窺えることから、その実行についてはガーナ側との十分な協議が必要である。

<補足>

本調査終了後、JICA ガーナ事務所を通して、ガーナ側との協議を継続した。さらに本調査の補足調査として、第二次事前評価調査を1月6日から31日まで実施した。一次調査の団員1名(森林保全/計画)が派遣され、Record of Discussions およびプロジェクトドキュメントの内容についての最終的な協議を実施すると共に、プロジェクト事務所の建設にかかわる調査等を行った。Record of Discussions およびプロジェクトドキュメントについては、ガーナ国政府との合意に至り、2004年1月28日に署名式が実施された。

第二部

第二部においては、本調査期間に収集したプロジェクト関連情報、ローカルコンサルタントに委託して実施した社会経済調査で得られた情報について記述した。プロジェクトドキュメントを補足する内容である。なお、関連情報については2003年3月に実施されたガーナ森林保全計画基礎調査の報告書もご参照いただきたい。

1. 主な国家計画の概要と、本プロジェクトとの関連

1.1 国家開発計画

国家計画としては、1996年に策定された長期国家開発政策としてのGhana Vision 2020があり、1996～2000年にかけてそれに基づく第一次中期開発計画が実施されたが、政権交代後、第2次計画の策定は進んでいない。それに代わり、2003年に策定されたガーナ貧困削減戦略(Ghana Poverty Reduction Strategy : GPRS)が現在の実質的な国家開発計画として認知されている。同戦略は主目標を「分権的かつ民主的な環境の中で、持続可能で公平な成長と貧困削減を促進し、社会的弱者の保護を達成すること」においている。GPRSではその目標達成のため、マクロ経済の安定、生産拡大と雇用促進、人材育成と基礎社会サービスの拡充、社会的弱者への対策、ガバナンスの向上という5項目が重点分野に指定されている。

現在のガーナの家計画の最優先課題は貧困削減であり、全てのセクターの開発計画は、GPRSの枠組みに沿ったものとなる。なお、林業委員会(Forestry Commission : FC)では、森林セクターが生産拡大と雇用促進のみならず、ガバナンスを含めたより広範な分野での貧困削減に貢献しようという認識のもと、独自の貧困削減戦略を策定している。

1.2 森林セクター関連政策

森林セクター関連の政策としては、森林・野生動物政策(Forest and Wildlife Policy)が1994年に策定され、その実施に向けた森林開発マスタープラン(Forest Development Master Plan: 1998-2020)が作成されている。また、それを取り込む形で、10か年計画として後述の自然資源管理計画(NRMP)が1999年に策定され、第1フェーズが2003年6月に終了し、現在第2フェーズの検討が進められている。更に、2001年には国家的な植林事業である国家植林開発計画(National Forest Plantation Development Programme : NFPDP)が大統領のイニシアチブで策定された。

これら森林セクター関連の諸政策では、共通して森林管理への住民の参加が重視されており、本プロジェクトは、参加型森林管理を通して森林資源の再生・管理を目指し、貧困削減にも寄与することを目指すものであることから、本プロジェクトの政策的な妥当性は高いと判断され

る。

天然資源管理計画 (Natural Resource Management Programme : NRMP)

NRMP は世界銀行の支援により、土地林業省により 1999 年に策定されたプログラムであり、2003 年 6 月に第 1 フェーズを終了した。セクタープログラムとしての面と、プロジェクトへの資金拠出の受け皿としての面がある。セクタープログラムとしての NRMP は、森林/環境分野をカバーした包括的プログラムとして機能しており、プログラムの定期会合はセクター内のドナー調整機能も果たしている。資金拠出の受け皿の面では、プログラムが用意したプロジェクトにドナーが資金拠出し、予算執行、実施、評価等を共同で実施する仕組みとなっている¹。世界銀行、英国国際開発庁 (DFID)、オランダ、デンマーク、地球環境基金 (GEF) 等からの拠出が行われており、その他のドナー (GTZ など) が独自に実施するプロジェクトも包括プログラムの方向性に一致するとの理解から NRMP の一部に含まれている。したがって、本 JICA プロジェクトも NRMP のコンポーネントとして位置づけられることとなる。なお、NRMP は第一フェーズに引き続き第 2 フェーズが行われる予定であったが、実施が遅れており、現段階では 2004 年 6 月に開始予定となっている。第 2 フェーズの計画においては森林セクター開発を GPRS の枠組みに沿って再編することが課題とされている。

国家植林開発計画 (National Forest Plantation Development Programme : NFPDP)

NFPDP は 2001 年に大統領のイニシアチブで策定された国家的な植林事業であり、その後幾度も改訂が行われている。現在作成中のパンフレットによれば、同計画は、2000 年に設立された造林基金による「保全区内改良タウンヤ・プログラム」、重債務貧困国 (HPIC) 支援による「政府造林・雇用創出イニシアチブ」、アフリカ開発銀行 (AfDB) の支援による「コミュニティ森林管理計画 (CFMP)」²、及び中国政府の支援が検討されている「竹・籐開発プログラム」の 4 コンポーネントから構成されている。個々のコンポーネントの実施主体は造林開発センター (FPDC)、森林サービス局 (FSD) など様々であるが、土地林業省が直営のプログラムとしてその全体調整を図ることとなっている。また、NFPDP は NRMP の第 2 フェーズにおいて、高木林帯資源管理分野の 1 コンポーネントとして位置付けられることになる。

2. わが国および他援助機関による協力と、本プロジェクトとの関連

我が国は、1997～1999 年に、ブロンアハフオ州の 5 森林保全区を対象にした開発調査を実施した。また、同開発調査の提言の実施を支援する目的で、2001 年～2003 年には個別派遣専門家を派遣し、対象地域を中心に協力を実施した。これらの協力を通じて我が国には当該地域に関する情報と実績が蓄積されており、技術協力プロジェクトを実施するうえでの優位性が認められる。

森林保全管理に関しては、他の援助機関による協力も多く実施されている。世界銀行は NRMP に多く出資しており、その実施支援の中心的役割を果たしている。DFID は森林セクター開発計画 (FSDP) を通じ、森林セクター改革に向けた協力を実施しながら NRMP を支援している。その他の NRMP への直接の出資元としては、オランダ (野火防止プロジェクト)、EU、デンマーク等がある。また、ドイツ技術開発公社 (GTZ) は 1993 年からボルタ州で森林保護・資源利用管理プロジェクト (FORUM) を実施しており、関連分野での政策提言も積極的に行っている。

NFPDP に関しては、AfDB が 2003 年内に CFMP を開始する予定であり、また、中国が竹造林に関する借款プロジェクトを検討中である。FAO や ITTO もいくつかの小規模なプロジェクトを実施中。これら様々な援助機関による支援については、十分な情報収集を行ない、その実施プロセスにおける教訓を活かしつつプロジェクトの運営を進めることが肝要であり、中央レベルで

¹ドナー間調整には問題点も指摘されており、第 2 フェーズでは DFID、オランダ、デンマーク等がプロジェクトへの拠出を継続しない可能性もあるとされている。

の連携及び情報交換等が重要である。

また、プロジェクト対象地域のブロンアハフオ州周辺でも、他ドナーの協力による様々な現場レベルでの取り組みが進められており、プロジェクト実施にあたっては、州レベルでの他ドナープロジェクトとの連携・調整が不可欠である。例えば DFID の FSDP はスンヤニ郡をモデル地区の一つとし、コミュニティ森林委員会 (CFC) の組織化や郡レベルで森林管理の問題点を話し合う定期会合の開催などを支援している。またオランダ政府が NRMP を通じて支援している野火防止プロジェクトでもブロンアハフオ州が対象地域の一つとなっている。GTZ はブロンアハフオ州農業事務所を実施機関として定住型農業支援プロジェクトを実施しており、本プロジェクトにおける食糧農業省普及部局との連携の観点からも、情報交換や調整が必要である。

3. プロジェクト地域の現状

本稿は、周辺地域村落住民の社会経済の概況および森林資源利用状況を中心に記述した。本調査団自身の調査結果、およびローカルコンサルタント委託で実施した社会経済調査結果の抜粋からなる。社会経済状況の詳細については、上記委託調査報告書(付属資料 5 に要約のみ掲載)も参照いただきたい。

3.1 対象地域の概要

ガーナ全体の森林面積は国土の 27.5%である。また、対象地域の位置するブロンアハフオ州の森林率は 28.5%、州都でありプロジェクト対象地域に隣接するスンヤニの年平均降水量は 1,179mm である。ブロンアハフオ州一帯は南部の湿潤気候に由来する高木帯と北部の乾性気候に由来するサバンナ帯との移行帯に位置し、プロジェクト対象地域は、詳細な植生区分では概ね乾性半落葉樹林帯に属する。過剰な伐採や野火等により近年その劣化が著しい。

地域は伝統首長制度を残しており、土地も首長の所有であるが、主に 1930 年代に設定された森林保全区に関しては森林当局が伝統的所有者から管理を移管された形になっており、現在は森林サービス局が管轄している。耕作、居住は原則認められていない。違法耕作等が一部見られるものの、保全区制度は住民等にも広く認識され、比較的よく機能しているようである。ブロンアハフオ州内には 20 箇所の森林保全区(州面積の 6.0%)があるが、そのうちスンヤニ郡事務所管内の保全区は 7 箇所である。以前は優良木材を産する深い森林であったようだが、近年は伐採や野火の影響により草原化が著しい。このため保全区内では、国家植林開発計画に沿ったタウンヤ造林(地域住民に一時的に耕作を許可しながら同時に植林を進める造林方法)が盛んに行われている。

森林保全区外においても天然生の立木は国有となっている。このため天然木の伐採は森林サービス局の許可の下に業者が実施しており、土地所有者及び農地使用者が伐採から得られる収

入の一部を受け取る仕組みになっている。

プロジェクトの対象となる 5 森林保全区とその周辺地域は、行政的に見ると、2 州（ブロンアハフォ州及びアシャンティ州）、6 郡（スンヤニ、ウェンチ、テチマン、ベレクム、ジャマン、オフィンソ）にまたがっており、当該地域に含まれる村落は 60 カ村以上に及んでいる。伝統的な首長制は、近代行政とともに住民生活に強い影響力を持っている。

3.2 ブロンアハフォ州の人口

プロジェクト対象地域のあるブロンアハフォ州は 13 の行政郡から構成されており、人口は約 1,815,000 人(2000 年国勢調査)である。部族構成についてみると、人口の 63%がアカン語族系の先住民で、移住民は北部の Guan 系が約 4%、東部の Ewe 系が約 3%、Ga 系が約 2%である。先住民の内訳を見ると、主流は Brong 族(38.5%)であり、次いで Asante 族(8%)、Ahafo 族(6%)などの部族が多い。宗教的には、キリスト教徒が人口の 70%以上を占め、イスラム教徒が 16%、伝統宗教やその他の宗教に属する人口が 14%となっている。

3.3 土地制度及び土地利用

対象地域の土地制度は、先住民であるアカン語族の伝統と慣習法に沿ったスツールランド制に基づく。土地そのものはチーフに帰属し、親族集団の長がその管理責任を担う。親族集団に属する構成員には一定の土地に対する利用権（実態的には所有権）が与えられるが、それらの権利は世襲され、親族集団内で譲渡または外部者に売却されることもある。外部者への土地の提供は原則的に土地利用権の所有者（チーフないし親族集団の長）との交渉による。外部からの移住民の土地入手の手段として、居住地については購入し、農地については更新可能な短期間の貸借契約を結ぶことが多いが、保全区外商業造林などの場合 99 年までの長期借地権が設定される例もある。法的な土地の売買に当たってはチーフの署名が必要となる。スツールの土地の所在は、村落、行政郡、保全区の区分とは無関係であり、飛び地も多いため、正確な把握は困難であるといわれている。

村落における土地利用を見ると、一般に休閑地が多く観察される。かつては 4~7 年の休閑期を設けるのが一般的であったが、人口の増加に伴って土地需要が高まり、現在では 1~2 年程度しか休閑させることができず、土地生産性は低下している。肥沃な農地に対する需要は総じて高く、住民の間で問題とされる土地不足とは面積ではなく、土地生産性の問題であると理解される。保全区外に 5 エーカー(約 2ha)の農地を有するにも関わらずタウンヤに参加して保全区内で耕作を行っている農民の例（Yaya 保全区周辺地域、Ayigbe 村）からもこの点は確認される。

小作制度としては、収穫物の 1/2 (*Abunu* と呼ばれる) あるいは地主 1/3、小作 2/3 (同 *Abusa*) の分益小作が一般的だが、中には地代を現金で支払い、収穫物の分配を行わない土地貸借の例も見られる。農地貸借については、作目により期間に差があり、メイズやキャッサバなど食用

作物は基本的に1年ごと(地域によっては2~3年という例もある)、また、オイルパームなどの場合は5~10年の貸借契約であるため、移住民など土地を借りている住民にとっては、長期的な農業経営の見通しが立てにくくなっている。

3.4 生計

州の総人口の60%以上は農村人口であり、15歳以上人口の65%以上が農業に従事している。主要農産物はメイズ、キャッサバ、食用バナナ(Plantain)、ココヤム、ヤム等の食用作物と、カカオ、オイルパーム、カシュー等の換金作物である。女性が小規模に野菜(トマト、ナス、オクラ、トウガラシ等)を生産している。世帯あたり平均農地面積は1~3haといわれているが、実際の農業活動においては世帯単位ではなく、各農民単位で耕作地を管理しており、実際の聞き取りによれば、女性は1ha程度、男性は3~5ha程度の耕作面積が一般的である。居住地から耕作地までの距離は平均4~5km程度で、徒歩での移動が一般的であるが、耕作地が遠い場合には自転車などの交通手段が利用されることもある。過去には、雨季の前に樹木を倒伏して腐敗させその後に作付けを行う、*Proka*と呼ばれる営農システムが適用されていた地域もあるが、樹木の減少や農地圧力の高まりにより、現在では耕地準備にそれほどの時間を必要としない火入れが一般的に行われており、野火の一因として問題視されている。

農業投入財の価格が高いため、農民の生産資金需要は高いが、対象地域の村落では農村金融へのアクセスは限られている。公的には農村銀行(Rural Bank)や農業銀行(Agricultural Bank)などが提供する農民向け融資があり、通常は担保を取らずグループ信用の形で供与されるが、年利率は35-40%とかなり高く設定されている。また、非公式には特にメイズの買い付け業者が生産資金を貸し付け、収穫期に生産物で返済させるという信用供与を行っているが、農民にとっては不利な条件となることが多い。なお、食糧農業省では農民金融プログラムを実施していない。

農業以外の生計手段としては、比較的大きな街道町での小規模な商業などがわずかに見られるのみであり、スンヤニ行政郡の資料によれば、世帯あたり平均年収は110万セディ(約140ドル)程度である。一般的な経済状況として、極端な貧困事例は少ないように観察されるが、先住民と移民の間には土地制度に起因すると思われる経済格差があり、後者は相対的に貧しい。

住民による村落内での植林事例として、先住民の中には、防風林として家や農地の近隣に木を植えている例、果樹やカシュー、カカオなど有用樹を個人所有地に植えている例が見られる。ウェンチ郡周辺など限られた地域では一定規模のカカオ園が見られるが、Tain II 保全区周辺では、過去に野火被害が頻発したため、カカオ栽培が衰退してしまったことが報告されている。

タウンヤ方式による植林事業への参加は現在のところ活発である。タウンヤに参加する農民は、苗木生産にも携わり、初歩的な植林技術の講習を受けるため、富裕層の中には独自に個人所有地でのチーク植林を始めた例も報告されている。ただし、大半の住民は、植林そのものへの関心というよりむしろ農地確保のニーズを満たすためタウンヤに参加していると考えられ

るため、今後の造林プロセスにおいて継続的な苗木の育成に必要な作業が行われるか、モニタリングしていくことは重要であると考えられる。なお、Yaya、Nsemere、Tain I、Sawsaw 保全区地域周辺の移住民が多い地域では、タウンヤ農民の大多数が移住民であるが、Tain II 保全区周辺地域は移住民が少ない地域であるため、タウンヤ方式の植林事業にも先住民が多く参加していることが報告されている。前述の通り、実際の農業生産活動は世帯ではなく個人単位で行われることから、タウンヤ農民グループの構成員は個人であり、半数近くを女性が占めるグループの例も散見される。

3.5 教育・保健医療

施設の面から見ると、周辺地域には小学校が設置されていない村落も散見され、対象周辺地域村落のうち、約4分の1の村落では中学校が村落内に設置されているが、高校まで設置されている村落はわずか5カ村のみである。ブロンアハフォ州全体の統計で見ると、15歳以上人口の識字率は約53%であるが、男性の非識字率が45%であるのに対し、女性は61%と高くなっている。

周辺地域村落の近代的保健医療設備は未整備であり、比較的大規模な数カ村に医療従事者が常駐する保健医療施設が設置されているのを除き、対象村落のほとんどが基礎保健施設すら持たない状況にある。給水施設について見ると、約半数の対象村落に深管井戸が設置され、2村落には水道施設も整備されているが、それ以外の村落の住民は、飲料水、生活用水の供給を川や天水に依存している。なお川や天水に依存している地域、また深管井戸が設置されている村落の一部においても、乾季に十分な水量を確保できないという問題が報告されている。保全区周辺地域で最も一般的な疾病はマラリアであり、次いで上気道系疾患、皮膚病、寄生虫や下痢などの疾患が挙げられている。

3.6 生活インフラ整備状況

周辺地域村落では、道路の整備状況の悪さが共通した問題として挙げられる。主要な街道は舗装されているが、それ以外の農村道路はすべて未舗装であり、特に周辺村落にとって最も利用度の高い保全区へのアクセス道路については、土質にもよるが、雨季の通行が極めて困難となるものが多い。多くの村落において一般に利用される交通手段は限られており、特に保全区境界に隣接する村落においては、公共の交通手段が事実上存在せず、外部との往来に支障をきたす地域が多い。

周辺地域では現在配電計画が進められているが、主要な街道沿いの比較的大規模の大きな村落を除き、大半の村落は電化されていない。また、電化されている村落においても、個々の世帯での電気の利用は限られたものにとどまっている。

3.7 農村組織及び慣習的社会機能

農村の行政組織としては後述する村落委員会 (Unit Committee) があるが、それ以外にも、普及員により組織される村落レベルの農民グループ、女性グループ、教会グループ、タウンヤ農民グループなどの非公式な組織が構成されており、生産や生活文化に関する小規模な活動を行っている。また、一部の村落では、トマト栽培農民グループなど、作物別の農民グループが組織され、農業投入材の共同購入や非公式な信用供与を行っている例も見られるが、一部を除き、農業普及サービスなどとの連携は弱い。農業食糧省では組合の組織化を進めているが、マネジメント能力に問題があり、継続が困難であることが指摘されている。農民組合は地域作付け計画及び集团的モニタリングを目的としたものであり、農民にとって加入の直接的なメリットがないことも組織的力が低いことの一因と考えられる。また、ほとんどの村落でボランティア消防団が組織されており、政府の野火防止プログラムの実質的な担い手となっている。なお、タウンヤ農民グループについては、50 人を超える大きな組織を形成することが多く、メンバー間の情報伝達や責任分担の面で問題を抱えている例もあるため、組織運営の面での指導・強化の必要が指摘されている。

コミュニティ単位での農作業等における相互扶助慣行 (*Novisi* または *Nnobua* と呼ばれる) は特に北部系移住民の間でしばしば見られるが、先住民の間では一般的ではない。冠婚葬祭はコミュニティ単位で行われ、村落内公共材管理、村落内紛争調停などは伝統的行政の責任領域とされている。

対象地域村落には一般的に禁忌日 (Taboo Day) があり、これらの日には農地や森林における作業はタブーとされ、その代わりにコミュニティ活動や会合などが行われることが多い。多くは週の一定の曜日がこれにあたるが、地域によっては、*Forida* または *Nchida* 等と呼ばれる特定の周期により禁忌日が決定される (*Wukudapaakuo* と呼ばれるシステムでは 40 日毎の周期における最初の水曜日が禁忌日となる) こともある。

3.8 森林保全区周辺村落 (Fringe Community) と森林利用権 (Admitted Rights)

1927 年の森林法令 (Forest Ordinance) の規定に基づき、もともとの保全区設置契約 (Reserve Settlement Agreement) には、森林保全区内の土地を所有する部族に属する村落が森林当局に保全区周辺村落として認知され、それらの村落住民による森林保全区内資源の利用権が明示されている。利用権は、自家消費用の非木材林産物 (NTFPs) のみならずコミュニティの開発に必要な木材資源にも及び、その対象となるコミュニティ、利用可能な資源の種類、年間調達許可量及び調達方法の詳細が記載されている例も見られる。1974 年の森林保護法においても、これら森林利用権の保護は明示されている。

しかし、契約原本が散逸していることが多く、また保全区設置以降、部族間の分割や移動、居住者の流入により新規村落が増加していることから、現在の各森林保全区の周辺地域村落に

関する規定は不明となっている²。また森林利用権についても森林サービス局職員、村落住民ともに正確な知識を有していない。

現状で周辺地域村落についての実態的な知識を有するのは、郡森林事務所に所属する現場主任であるため、今回の調査では、彼らからの聞き取りを元に情報の整理を行った。なお、後述の保全区管理計画策定に当たっては、周辺村落についても規定することが必要となるが、この規定により保全区内森林資源活用の権利が発生することから、十分な調査に基づく伝統行政機構及び郡議会との合意の形成が不可欠であると考えられる。別表 3-1（周辺村落一覧）に示すとおり、周辺地域村落は人口規模、部族構成、基礎生活インフラ整備状況などの面での多くの違いが見られる。移住民の中には世代交代を経て当該村落に居住している人々も多く、先住民との通婚も多い。なお、これら周辺村落については地図上の同定が困難な上、1村落が近接する2保全区に関わりを持つ場合もあるため、プロジェクト活動の実施に当たってはまず、これらの村落についての詳細把握が必要となろう。

現在、森林利用権のうち NTFPs については、自家消費は自由に、また販売目的の場合でも森林サービス局の許可を得て採取が認められることになっており、燃料となる故損木や枝条、キノコやカタツムリ、パームワイン用樹液、薬用資源などが保全区から調達されている。

² 便宜的に FR から半径 5 マイルの地域に所在する村落を周辺村落と規定している場合もある。

表3-1 パイロット保全区周辺地域村落一覧

No.	保全区	村落	保全区内区分	行政郡	人口 (2000年)	CFC	タウンヤグループ数	土地所有 スツール	部族構成	教育施設	保健施設	給水 施設	禁忌日	備考
1	Nsemere	Tromeso	-	Wenchi	1,903	有	3	Wenchi	M>N	P, J, S	Clinic to be open	BH	金曜日	Sawsaw保全区の周辺村落でもある
2	Nsemere	Buoku	-	Wenchi	n.a.	有	3	Wenchi	M>N	P, J	No	BH	金曜日	Yaya保全区の周辺村落でもある
3	Nsemere	Kofitwumkrom	-	Wenchi	n.a.	有	1	Wenchi	PM	P	No	BH	金曜日	
4	Nsemere	Pepewase	-	Wenchi	n.a.	有	1	Wenchi	PM	P	No	ST	火・金曜日	
5	Nsemere	Amoakrom	-	Wenchi	n.a.	有	1	Wenchi	N>M	P	Health post	BH	金曜日	保健施設には常駐医療者なし
6	Nsemere	Nyampenase	-	Wenchi	n.a.	有	2	Wenchi	MIX	P	No	BH	金曜日	Sawsaw保全区の周辺村落でもある
7	Nsemere	Ahwena	-	Wenchi	n.a.	未	1	Wenchi	N>M	P	No	BH	金曜日	
8	Nsemere	Bronoso	-	Wenchi	n.a.	未	1	Wenchi	M>N	No (to Ahwena)	No	ST	金曜日	
9	Nsemere	Mensahkrom	-	Wenchi	n.a.	未	1	Wenchi	PM	P	No	ST	金曜日	
10	Nsemere	Esuofre	-	Wenchi	n.a.	未	0	Wenchi	MIX	P	No	ST	金曜日	
11	Sawsaw	Pipotrim	-	Wenchi	n.a.	有	1	Wenchi	MIX	P	No	BH	金曜日	
12	Sawsaw	Nsuta	-	Techiman	2,029	有	1	Techiman	PN	P, J	Health center	BH	金曜日	保健施設には常駐医療者が存在
13	Sawsaw	Buasu	-	Wenchi	n.a.	有	1	Wenchi	N>M	P, J	No	BH	金曜日	
14	Sawsaw	Ayaayo	-	Wenchi	n.a.	有	1	Wenchi	M>N	P	No	BH	金曜日	
15	Tain I	Chiraa	-	Sunyani	15,183	有	4	Chiraa	N>M	P, J, S	n.a.	WW	金曜日	
16	Tain I	Fokuokrom	-	Sunyani	n.a.	有	2	Chiraa	M>N	n.a.	n.a.	ST	金曜日	
17	Tain I	Kobedi	-	Sunyani	610	有	1	Chiraa	M>N	n.a.	n.a.	BH	金曜日	
18	Tain I	Adantia	-	Sunyani	1,506	有	1	Odumase	N>M	P, J	n.a.	BH	金曜日	
19	Tain I	Kwatire	-	Sunyani	1,671		1	Odumase	N>M		n.a.	BH	金曜日	
20	Tain I	Afurasu	-	Sunyani	n.a.	有	1	Chiraa	M>N	n.a.	n.a.	ST	金曜日	
21	Tain I	Atakrom	-	Sunyani	n.a.	未	1	Chiraa	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	住民はChiraaのCFCに参加している
22	Tain II	Adoe	Odumase	Sunyani	n.a.	未	1	Odumase	MIX	P	No	BH	木曜日	
23	Tain II	Abronye	Odumase	Sunyani	n.a.	有	1	Odumase	MIX	P, J	Health post	BH	金曜日	保健施設には常駐の医療者なし
24	Tain II	Odumase	Odumase	Sunyani	12,167	有	1	Odumase	MIX	P, J, S	Clinic	BH	木曜日	本村落のCFCはAdoeの住民を含む
25	Tain II	Wabroase	Odumase	Sunyani	n.a.	未	1	Odumase	PM	No (to Abronya)	No	BH	金曜日	
26	Tain II	Ayakumaso	Nsoatre	Sunyani	n.a.	未	0	Nsoatre	N>M	P	No	BH	周期による	住民はFSD造林事業に参加している
27	Tain II	Adonya	Nsoatre	Sunyani	n.a.	未	1	Odumase/ Nsoatre	M>N	P	No	BH	周期による	
28	Tain II	Amanfoso	Nsoatre	Sunyani	n.a.	未	1	Nsoatre	PN	P	Drugstore	n.a.	周期による	

No.	保全区	村落	保全区内 区分	行政郡	人口 (2000年)	CFC	タウンヤグ グループ数	土地所有 スツール	部族構成	教育施設	保健施設	給水 施設	禁忌日	備考
29	Tain II	Nsuatre	Nsoatre	Sunyani	18,931	有	3	Nsoatre	PN	P, J, S	Clinic	BH	周期による	
30	Tain II	Dumasua	Nsoatre	Sunyani	1,784	未	2	Odumase	N>M	P	Drugstore	BH	周期による	
31	Tain II	Fiapre	Nsoatre	Sunyani	9,880	未	1	Odumase	N>M	P, J, S	Clinic	WW	周期による	
32	Tain II	Kankamano	Namasua	Berekum	n.a.	未	1	Berekum	PN	No	No	n.a.	金曜日	
33	Tain II	Namasua	Namasua	Berekum	1,195	未	5	Berekum	MIX	P, J	No	BH	火曜日	
34	Tain II	Kokwaa	Namasua	Wenchi	n.a.	未	2	Seikwa	PM	P	No	ST	火曜日	
35	Tain II	Tainso	Namasua	Wenchi	n.a.	未	1	Seikwa	MIX	P, J	No	n.a.	火曜日	
36	Tain II	Wfojo	Namasua	Wenchi	n.a.	未	1	Seikwa	MIX	P	No	n.a.	周期による	
37	Tain II	Kutre	Namasua	Berekum	894	未	1	Nsoatre	PN	P, J	No	BH	周期による	
38	Tain II	Oforikrom	Namasua / Berekum	Berekum	n.a.	未	1	Berekum	PN	P	No	ST	周期による	本村落は保全区内の2区分にまたがる
39	Tain II	Mpatasie	Berekum	Berekum	2,929	未	1	Berekum	PN	n.a.	n.a.	n.a.	周期による	
40	Tain II	Akrofro	Berekum	Berekum	1,095	未	1	Berekum	PN	n.a.	n.a.	n.a.	周期による	
41	Tain II	Ansukrom 1	Berekum	Berekum	n.a.	未	1	Berekum	PN	n.a.	n.a.	n.a.	周期による	
42	Tain II	Ansukrom 2	Berekum	Berekum	n.a.	未	1	Berekum	PN	n.a.	n.a.	n.a.	周期による	
43	Tain II	Kotaa	Berekum	Berekum	n.a.	有	3	Berekum	PN	n.a.	n.a.	n.a.	周期による	
44	Tain II	Miremano	Berekum	Jaman	n.a.	未	3	Berekum	PN	n.a.	n.a.	n.a.	周期による	
45	Tain II	Bensusu	Berekum	Wenchi	n.a.	未	1	Berekum	PN	n.a.	n.a.	n.a.	周期による	
46	Tain II	Akrofrom	Berekum	Wenchi	n.a.	未	1	Berekum	PN	n.a.	n.a.	n.a.	周期による	
47	Tain II	Asantekrom	Berekum	Wenchi	n.a.	未	1	Berekum	PN	n.a.	n.a.	n.a.	周期による	
48	Tain II	Kwadwoako	Berekum	Wenchi	n.a.	未	1	Berekum	PN	n.a.	n.a.	n.a.	周期による	
49	Tain II	Yawdiekrom	Berekum	Wenchi	n.a.	未	1	Berekum	PN	n.a.	n.a.	n.a.	周期による	
50	Tain II	Pruso	Berekum	Berekum	n.a.	未	1	Berekum	PN	n.a.	n.a.	n.a.	周期による	
51	Tain II	Koraso	Berekum	Berekum	3,783	未	1	Berekum	PN	n.a.	n.a.	n.a.	周期による	
52	Tain II	Dwenewoho	Berekum	Berekum	n.a.	未	0	Berekum	MIX	n.a.	n.a.	n.a.	周期による	
53	Yaya	Ayigbe	-	Wenchi	n.a.	有	2	Wenchi	MIX	P	No	BH	金曜日	
54	Yaya	Mallamkrom	-	Wenchi	n.a.	有	1	Wenchi	MIX	P, J	No	BH	金曜日	
55	Yaya	Konsua	-	Wenchi	n.a.	有	2	Wenchi	MIX	No (to Mallamkrom)	No	ST	金曜日	
56	Yaya	Amongoase	-	Wenchi	n.a.	有	1	Wenchi	N>M	P	No	BH	金曜日	
57	Yaya	Sawiah	-	Offinso	n.a.	有	1	Offinso	MIX	No	No	ST	火曜日	アシヤンティ州Offinso郡に所属
58	Yaya	Asuakwa	-	Sunyani	566	有	1	Dormaa	N>M	P, J	No	BH	火曜日	

No.	保全区	村落	保全区内 区分	行政郡	人口 (2000年)	CFC	タウンヤグ グループ数	土地所有 スツール	部族構成	教育施設	保健施設	給水 施設	禁忌日	備考
59	Yaya	Abrefakrom	-	Wenchi	n.a.	有	1	Wenchi	PM	No (to Buoku)	No	ST	金曜日	
60	Yaya	Amoakrom	-	Wenchi	n.a.	有	2	Wenchi	MIX	P	No	ST	金曜日	
61	Yaya	Ahyiem	-	Wenchi	570	有	1	Wenchi	PM	P	No	ST	金曜日	

部族構成: PN:大半が先住民、PM:大半が移住民、MIX:混在、N>M:先住民が移住民より多い、M>N:移住民が先住民より多い

教育施設: P:小学校、J:中学校、S:高校

給水施設: WW:水道、BH:深管井戸、ST:川・天水

出所: Ghana Statistical Service (2000), Population & Housing Census 及びスニヤニ森林郡現場主任からの聞き取りに基づく

3.9 森林保全区の管理の現状

プロジェクトが対象とする5森林保全区は、商業伐採、繰り返される野火により劣化しており、草原化しているところが多い。1997～99年に実施された開発調査により策定された管理計画案では、天然林として再生、保全すべきとされている地域は全体の5分の2、植林予定地が5分の2程度となっているが、その後さらに森林劣化が進み、地位分類を再検討する必要がある。郡森林サービス局は、天然林保全の必要な林地も存在することは認識されているものの、Tain IIを除く4保全区全域を将来の植林用地として位置づけている。

現在多くの国家植林開発計画のイニシアチブにより、村落隣接地域等の条件の良いところから順次植林事業が行われている。ただし、既存の植林面積が十分把握されておらず、保全区の地図も十分整備されていない等、森林管理の長期的な展望が不十分であると感じられた。森林管理策定とその計画的な実施の必要性は高い。保全区担当官からの聞き取りで得られた一部対象保全区のこれまでに植林面積は以下の通り。

	Yaya	Nsemere	Tain I
既存植林地(主に1970年代前半のもの)	800	40	300
改良タウンヤ方式造林面積(2000年)	80	0	0
改良タウンヤ方式造林面積(2001年)	200	0	0
改良タウンヤ方式造林面積(2002年)	551	262	270
改良タウンヤ方式造林面積(2003年)	400	120	200
私企業造林(2000～2003)	0	0	1100
植林地計	2031	422	1870
森林保全区合計面積	5100	1813	3135
植林地の占める割合	40%	23%	60%

(単位はha、2003年は暫定値。保全区面積、植林地面積等は開発調査報告書と齟齬がある。)

3.10 改良タウンヤ方式

改良タウンヤ方式は、林木植栽時に除草作業をかねた耕作を農民に許可する旧来のタウンヤ方式に、成林した造林地からの収入(木材の販売益等)を政府や農民、土地所有者等で分配する分収制度を組み合わせたものである。旧来のタウンヤ方式では、樹木が成長して耕作が不可能となった段階で農民が植林地への興味を失うという問題があったが、改良タウンヤ方式は木材の収穫時まで農民と協力して管理を行えるという利点があり、国家植林開発計画の下で導入されている。ただし、分収制度自体はまだ法的に承認されていない。

現状の改良タウンヤ方式は、林地の耕作を認める代わりに植林を義務付ける個別農家との契約(植栽、保育義務、農耕に関する規制事項等が記載)と、苗木及びペグ(植栽位置を示す目印に使用)の生産を請け負うタウンヤグループ代表との契約によって成り立つ。分収制度は最終的に法制度化されていないため当然契約には記載されていないが、分収率も含めて草案段階のものを森林サービス局から農民に口頭で説明した上で造林を実施している。改良タウンヤ方

式造林が周辺村落の生計活動に与えているインパクトは強いので、プロジェクト活動も改良タウンヤ造林となんらかの形でかかわっていく必要がある。タウンヤグループ代表がどのように個別農家を統括しているかについて等、より詳細な調査が必要である。

3.11 保全区外の森林資源管理についての取り組みの実際

村落地域には現在も有用天然残存木が点在する。その伐採については、森林サービス局（アクラ）で許可を得た業者が森林サービス局員とともに現地での伐採木の選木を行う。伐採にあたっては住民の許可が必要であり、コミュニティ側が伐採を拒否することもある。ロイヤリティの5%がコミュニティに支払われ、伐採に伴う農作物への被害保証が別に農民へ支払われる。保全区外の資源のうち木材として有用な大木については調査が行われているようだが、それ以外の森林資源についてはどのような状況にあるのか不明であり、現状の把握が必要である。

植林（プランテーション）の推進については、私企業等によって造成されたプランテーションの把握、苗木の有料での供給、技術指導等を行っている。保全区外の大規模植林は土地無し農民の生計への影響が出る可能性も否定できないので注意を要する。

農民の小規模な植林活動に対する支援はあまり行われていない。地域住民の植林ニーズについては定かでないが、果樹を除けばそれほど高くないようである。ポール材や薪炭材の市場が未成熟であることもあり、植林活動を通して短期的に現金収入を得ることは現状では難しいようだ。ただし対象地域は以前樹木被陰下での農業が主体であった地域であり、天然林資源の減少により地域の農業体系は劇的に変化していることが伺える。農業環境を含めた樹木及び森林資源のニーズは高い可能性があり、調査を実施する必要がある。

3.12 森林資源利用実態

保全区周辺地域村落で利用されている森林資源は主として燃料材、建材、食料（果実やキノコ、カタツムリ、ブッシュミート）、薬用資源、日用品・道具の材料となる非木質材やツル植物などであり、特に重要度が高い資源として燃料材、建材、食料が挙げられている。住民からの聞き取りでは、森林の減少に伴い近年では調達が困難になっている資源も多く、代替品の購入に依存する例も多くなっていることが明らかにされた。

a. 燃料材

周辺地域村落では、燃料材の調達は主として森林保全区内の故損木や枝条に依存している。一日一人当たりの消費量は2~3.5kgとも言われており、年間を通じて日常的に必要とされる資源である。特にその調達に責任を持つ女性の回答者は、燃料材をきわめて重要な資源として認識している。また、一部の村落では、燃料材を販売している世帯もあり、収入源としても重要であることが報告されている。しかしながら、森林劣化に伴って燃料材の調達は困難になってきており、地域によっては、自家調達した燃料材と購入した炭を併用している世帯も多い。

b. 建材・日用品の材料

家屋の建設に使われる建材は製材所から購入するが多いが、村内農地の木を土地所有者から買い取り、斧により製材して利用する例も散見される。家屋用の建材としては主に *Milicia Excelsa* (現地名 *Odum*) が使われている。一方、干物台 (Drying Shed) には主として竹が、またメイズ貯蔵庫や家畜小屋の建材としては *Triplochiton Scleeroxylon* (現地名 *Wawa*) や竹が使われており、3~5年に一度更新のため、村内または森林保全区から調達されている。なお、家具や台所用品(現地食を作るための杵と臼など)は近隣の町の商店から購入する、あるいは木材を独自に調達し村内や近隣の大工職人に製作依頼するが多い。

c. その他の森林資源

周辺地域村落住民にとって、森林保全区はカタツムリやブッシュミート、場所によっては魚などの蛋白源、また果実やキノコ、香辛料等、食糧の重要な供給源でもある。これらは自家消費されるのみならず、収入源としても利用されているが、聞き取りによれば、現在調達できる量は以前の半分以下にまで減少しているとのことである。また、周辺地域村落の大半において、近代的な医療サービスへのアクセスが限られていることから、薬用植物への依存は高い。なお、樹皮を利用する種類の薬用資源について、保全区内の樹木からの採取は望ましくないと回答する住民もあり、森林保全の知識に基づく適正な利用を住民が意識していることが示唆されている。

3.13 森林資源利用・保全に関する住民の意識

今回調査対象となった村落は全て国家植林開発計画によるタウンヤ造林に参加している地域であったため、森林保全に関する住民の理解度は総じて高い。森林サービス局との関係についても、過去には問題があったが、共同森林管理の取り組みやタウンヤ造林プログラムの実施を通じて、現在では関係が改善され、良好な関係にあると認識されている。ただし、周辺地域住民の保全区内における権利や法制度に関する知識には誤解も多く、そのために保全区内の伝統的神聖地 (Sacred Grove) を放棄してしまった例も報告されている。なお、タウンヤ造林については、分収率等をめぐる法的な制度が未確立であることから、住民への十分な情報提供がなされていない面もあり、一部のタウンヤ農民グループからは森林サービス局に対する不審や不満の声も聞かれた。

3.14 生計向上支援活動

NTFP 関連の生計向上活動では、グラスカッター飼育、養蜂、カタツムリ飼育、キノコ栽培に対する支援が州農業事務所を中心に進められており、州森林サービス局でも同様の活動に着手した。支援を受けた農家からはこれらの活動から高収入が得られているとの報告が得られたが、支援でまかなわれた初期投資を考慮に入れた上での報告かどうかは明らかでない。

養蜂については森林資源と関連が深く興味深い。聞き取りによると、蜜源としてセイバ (*Ceiba pentandra*) とカシア (*Cassia siamea*) が良いとの情報が得られた。セイバは木材資源としても重要な樹種(後述)であり、カシアは主に防火帯として植栽されている樹種である。一方でチークは蜜源としては有用ではない様である。グラスカッターは元々ベニンでGTZが野生のものの飼育化に成功したものを導入している。これらの生活向上活動はいずれも実績があることから、技術的な問題は少ないと考えられるが、活動の持続性をいかに裏付けていくか等、マネジングに課題が多そうであり、プロジェクトはその側面から支援していく必要がある。

3.15 山火事防止

オランダが資金拠出している山火事防止プロジェクトの他に、州レベルでも山火事防止の独自の取り組みを行っているとのことであったが、具体的な事業の詳細は今回十分明らかにできなかった。

前乾季は野火が減少したとの報告を受けた。州レベルでの取り組み等の成果に加え、2002年よりタウンヤ造林が大規模に始まり、燃えやすい雑草が処理されていること、作物を火から守るために住民の防火意識が高まっていることも大きな要因のようだ。耕作が終了するころにはチークは山火事にたえうるサイズに成長するとのことである。チークが植栽樹種に選ばれているのは一旦成長すれば耐火性が強いということが理由であり、山火事に耐えうるのであれば植林樹種は何でもいいとのコメントも聞かれた。

保全区内では常緑樹植林による防火帯の設置も盛んに行われている。常緑樹を保全区境界に密植し、下草をなくすことにより防火効果を高めるとのことだ。ただしこの防火帯で確実に類焼が防げるわけではないとのこと。また乾季に燃えやすい雑草等を帯状に除去するテンポラリーな防火帯も造成するとのことであった。

いずれにしても野火の原因とその背景、他のプロジェクトの活動等の情報が不十分であり、それらを把握した後にプロジェクトの活動を絞り込んでいく必要がある。

3.16 木材市場

市中の製材マーケットの大半は天然木である。最も一般的な樹種は *Ofram* であり、その他 *Akasaa*、*Mahogany*、*Alefy*、(*Afzelia* sp.)、*Papao* 等が見られた。価格は樹種、サイズにより異なるが、およそ 80-140 ドル/m³ 程度の値段である。チーク材は一般には見られないが、探すと小規模な家具工場で少量見つかった。大きな板が挽ける程の材料は入手できないようで、集成材の材料にする程度の小片に製材して台湾に輸出するとのことであった。

見学した合板工場では、原材料の99%がセイバであった。以前は様々な樹種を利用していたが原材料が不足し、5年前にセイバの合板技術が導入されたのがとのことであった。それまで材木としては未利用で村落地域に残されていた本樹種の利用が、現在急激に進んでいるというのが実情のようである。

ポールはスンヤニの街の市場では販売されておらず、簡易小屋の材料やコンクリート建造物の建築補助材にも製材あるいは竹材が用いられている。薪炭需要も天然木からまかなわれており、植林地の間伐等から得られる小径木の販路は現状では見られない。

4. ガーナ側プロジェクト実施機関の組織と事業概要

本プロジェクトは、土地林業省林業委員会の森林サービス局を実施機関とする。林業委員会及び森林サービス局の組織機構に関しては、2003年3月実施の基礎調査以降特段の変更がないため、本節ではプロジェクトの実施に直接関係する州・郡レベルの組織について補足的な情報を整理することとする³。

4.1 対象地域における森林サービス局の活動概況

(1) ブロンアハフォ州森林サービス局 (Brong Ahafo Regional Office of FSD)

州森林サービス局は、21の森林保全区を掌握する6郡森林事務所を統括している。森林サービス局の主たる業務は、森林保全区の管理（管理計画策定、保全区内造林プログラム、共同森林管理）と、保全区内外の森林管理（木材伐採許可に関する調整・監督及び保全区外造林事業支援等）、さらに造林用苗畑の管理・支援に大別できる。以下にその概要を整理する。

a. 森林保全区の管理活動

森林サービス局は森林保全区の管理責任を担っており、管理計画の策定、保全区内造林事業の実施及び住民との共同森林管理への取り組みを進めている。保全区内造林については、民間への造林区の割り当て、国家植林開発計画による造林に加え、労働者を雇用しての独自の植林事業も実施している。

b. 保護区外森林管理

保全区外の森林管理に関して森林サービス局は、主として残存天然林の木材伐採許可に関する調査、住民との調整及び実際の伐採に関する監督業務を行っている。保全区外造林に対する組織としての積極的な取り組みは見られないが、現在スンヤニ森林郡内では39、ベチェム郡内では35の個人及び企業によりそれぞれ約720エーカー（290ha）、90エーカー（36ha）の保全区外造林が行われている。これら民間造林の最古のものは13年前に開始されており、最小0.1から最大81エーカー程度の規模で造林が行われている。

c. 造林用苗畑の運営・支援

ブロンアハフォ州には、森林サービス局が運営管理する苗畑が5箇所 (Fiapre, Berekum,

³ 基礎調査時点で懸案となっていた植林担当部局の新設構想について、閣議決定がなされた旨確認したが、実際の組織改変は実施されておらず、森林サービス局との具体的な業務分担等についても実態は不明であり、2005年に予定されている林業委員会の独立法人化についても具体的な事項が確認できなかったため、今後引き続き注視し、組織改変に伴う変更については随時検討・対応していくことが必要となる。

Adoe, Wenchi, Kintampo)に設置されており、2003年からさらにもう1箇所(Nsoatre)の苗畑が新設される予定である。タウンヤ農民グループが組織されている村落にはコミュニティ苗畑が設置され、苗木生産を森林サービス局から受託することとなっているため、住民への技術指導が行われている。また、州内にはスンヤニに所在する再生天然資源大学(CRNR)の実習用苗畑(Tain II 保全区内にある大学の実習林での植林に充当)や、造林事業を実施している民間企業が運営する苗畑もあり、これらへの助言など側面的支援も行われている。

なお、州森林サービス局は、国家植林開発計画(NFPDP)などの開発事業費として、年間約25億セディ(約290万ドル)の予算を扱っている。これら事業予算は活動費目ごとに計上され、活動規模に基づき各郡森林事務所に配分される。職員給与及び通常の森林保全にかかる活動の経費は各郡事務所から別途計上されている。

(2) スンヤニ郡森林事務所(Sunyani District Office of FSD)

スンヤニ郡森林事務所は、下表に示す通り、7行政区にまたがる7森林保全区を管轄している。保全区管理等の活動費及び経常経費についてみると、2004年度分の予算申請額は24億860万セディ(約29万ドル、職員給与を除く)であり、このほか、国家植林開発計画(NFPDP)等の事業費(2003年の実績では月平均約4万ドル程度)が配分されることになっている。

表 4-1 スンヤニ郡森林事務所管轄区内の森林保全区

保全区	面積(ha)	行政区	設立年	周辺村落数	備考
Yaya*	5,136	Sunyani, Wenchi	1929	10	周辺村落に Offinso 郡(Asante 州)の一部を含む
Tain I*	3,056	Sunyani, Wenchi	1932	7	
Tain II*	48,267	Sunyani, Berekum, Wenchi	1943	32	周辺村落に Jaman 郡の一部を含む
Amama		Sunyani	1937	n.a.	
Asukese	26,483	Sunyani, Asutifi, Dormaa-Ahenkro	1951	n.a.	
Nsemere*	1,813	Wenchi	1939	10	
Sawsaw*	6,288	Wenchi, Techiman	1939	6	

出所：ブロンアハフォ州森林サービス局資料。なお、周辺村落については保全区現場主任からの聞き取りに基づく。

*：プロジェクトの対象となる保全区

スンヤニ郡森林事務所には17名の現場主任(Range Supervisor)が配置されているが、下

表に示す通り、そのうち 12 名が森林保全区担当、10 名が保全区外の担当（5 名が兼務）となっている。保全区担当現場主任は、保全区、あるいは保全区内の区分ごとに配置され、保全区管理活動及び周辺村落におけるコミュニティ森林委員会（CFC）、タウンヤ農民グループの組織化とその育成、タウンヤ農民グループをベースとした収入向上活動関連の業務を担当する。一方、保全区外を担当する現場主任は 9 地区に分かれた保全区外の地域での木材伐採許可に関する調整・監督、保全区外造林事業者に対する指導及び技術支援を担当している。

表 4-2：スニヤニ郡森林事務所現場主任担当一覧

現場主任氏名	担当森林保全区 (保全区内の区分)	保全区外担当地域	担当地域行政区分	備考
Kadan Francis	Yaya FR		Sunyani / Wenchi	
Hannah Marri	Amama FR	Yamfo	Sunyani	保全区外兼務
Gifty Tuah	Nsemere FR	-	Wenchi	
Okrah Ababio	Sawsaw FR	Techiman	Wenchi / Techiman	保全区外兼務
Samuel Nyame	Askese FR (South)	-	Sunyani	
Andrews Boateng	Askese FR (North)	-	Sunyani	
Peter Kpharib	Tain II (Nsoatre)	-	Sunyani	森林局造林事業担当
Kwaku Britwum	Tain II (Berekum)	-	Berekum	
Stephen Arther	Tain II (Namasua)	-	Berekum	
Alice Okyere	Tain II (Odumase)	Odumase	Sunyani	保全区外兼務
Eric Yeboah	Tain II (Odumase)	Odumase	Sunyani	保全区外兼務
Solace Boahemah	Tain I	Odumase/Adentia	Sunyani	保全区外兼務
Ruth N. Gyepong	-	Chiraa	Sunyani	
Samuel Sachifey	-	Nsoatre	Sunyani	
Edward Offei	-	Atronie	Asutifi	
Asare Dumfeh	-	Ntotroso	Sunyani	
Dora Asenso	-	Wenchi	Wenchi	

出所：スニヤニ郡森林事務所での聞き取りに基づく

4.2 地方行政

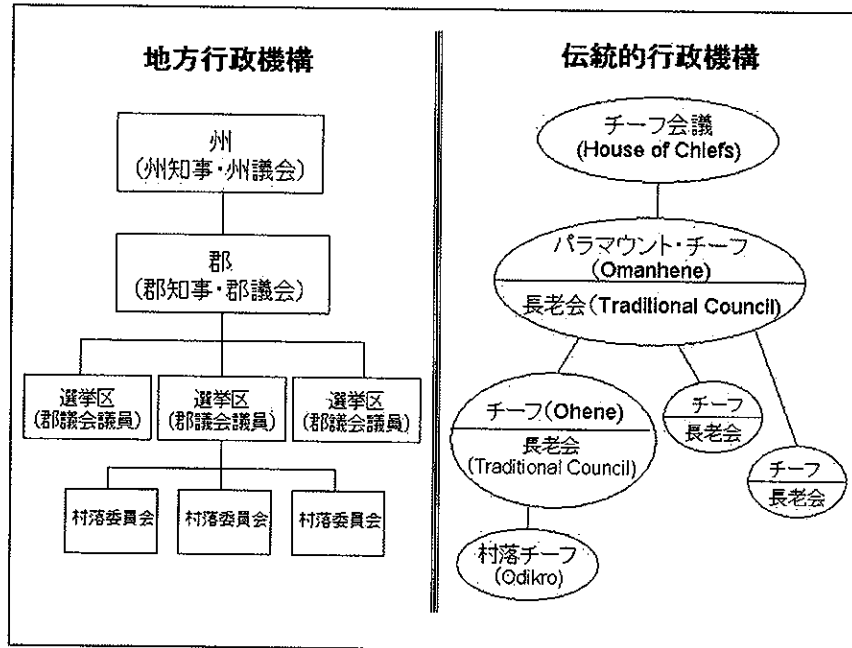
州政府は、大統領任命による州知事 (Regional Minister) と州議会 (Regional Coordination Council: RCC) のもとに、主に郡 (District) の行政執行をモニター・調整・評価する機能を担う。郡は中央政府任命による郡知事 (District Chief Executive: DCE) と郡議会 (District Assembly) による行政の単位であり、実質的な地方行政の核となっている。郡の下には複数の

選挙区 (Electoral Area) が設置され、選挙区ごとに 1 名の郡議会議員 (Assemblyman) を選出する。1 選挙区には複数の村落が含まれている。

村落レベルでの近代的行政組織としては Unit Committee と呼ばれる委員会が組織されており、村落の問題を議論する場となっている。村落レベルでの開発活動の実施に際しては後述の伝統的行政機構であるチーフ及びサブ・チーフとの密接な調整を図っている。

一方、地方行政においては、地域先住民であるアカン語族の社会単位である母系制部族集団「スツール」を基本とした伝統的機構が近代行政と平行して機能しており、部族地所有単位である大スツールの長 (Paramount Chief) を頂点に、チーフ、次いで各スツールに属する親族集団 (Clan, Family) の長、さらに村落スツールの長が階層構造を成している。チーフ (Omanhene 又は Ohene) は、クイーン・マザー (Ohemmaa)、親族集団の長 (Abusuapanin)、青年リーダー (Gyaasehene)、代弁者 (Okyiame/Linguist) 等から構成される長老会 (Traditional Council) を意思決定の補助機関としており、行政執行に際しては関与領域を指定されたサブ・チーフがその責任を負うことになる。伝統的行政システムにおいて、選ばれる人々はすべてその部族に属する者 (Indigenous) でなければならず、近代行政システムでは移住民も代表に選出されうるといふ点と根本的に異なっている。村落レベルでは、これら伝統行政機構が多大な影響力を有しており、住民の意識においては伝統的行政の枠組みがより重視されている。

図 4-1：地方行政機構



4.3 農業普及体制

本プロジェクトにおいて連携が検討されている農業普及について、対象地域における組織体制を以下にまとめる。

農業普及の体制としては、州政府下に州農業事務所 (Regional Agricultural Development